

○唐津市住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱

令和5年5月29日

告示第200号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安心・安全なまちづくりを推進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）の規定に基づき、住宅の耐震診断及び総合支援事業（以下「耐震診断等」という。）を実施する民間の住宅の所有者等に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 別表第1に掲げる方法に基づき行う耐震診断をいう。
- (2) 総合支援事業 唐津市耐震改修促進計画に基づき実施する国要綱附属第Ⅱ編第1章イ―16―(12)―①住宅・建築物耐震改修事業で定める住宅の耐震化のための計画の策定（以下「耐震改修設計」という。）及び耐震改修に関する事業をいう。
- (3) 住宅の所有者等 住宅の所有者又は所有者に代わり耐震診断等に要する経費を負担する親族等で、市長が住宅の所有者に準ずると認めるものをいう。
- (4) 既存耐震不適格建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。
- (5) 住宅 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）で、次に掲げる既存耐震不適格建築物をいう。
 - ア 木造住宅 木造在来軸組構法又は木造枠組壁構法の住宅をいう。
 - イ 非木造住宅 木造住宅以外の住宅をいう。

(6) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士（以下「登録建築士」という。） 一般社団法人佐賀県建築士会又は一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築士事務所に属するものをいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第2の区分に応じて耐震診断等を行う民間の住宅の所有者等（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税に滞納がある者は、補助対象者としなない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅耐震診断等事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断等事業実施（変更）計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 耐震診断等を受けようとする住宅の位置図

(4) 耐震診断等を受けようとする住宅の平面図

(5) 耐震診断等に要する経費の見積書の写し

(6) 誓約書

(7) 既存耐震不適格建築物であることを証する書類

(8) 耐震診断の結果報告書及び耐震診断が第8条各号のいずれかに該当する者により行われたことを証する書類（総合支援事業に係る申請に限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助対象者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に

係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにこれを審査し、適当であると認めたときは、30日以内に住宅耐震診断等事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対し補助金の交付決定の通知をするものとする。ただし、提出された書類等を補正させるときは、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第3項の規定により、補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象経費の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を得ること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更の場合は、この限りでない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 第5条の規定により徴した誓約書については、必要に応じて所轄の警察署に照会することがあること。
- (5) 補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (6) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(7) 補助対象事業を行うために契約を締結する場合には、唐津市内又は佐賀県内の企業等と契約するように努めること。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項第2号及び第3号の規定により承認を受けようとする場合は、速やかに住宅耐震診断等事業計画変更申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、住宅耐震診断等事業費補助金交付変更（取消）通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（耐震診断の実施）

第8条 補助対象者は、耐震診断を実施する場合は、次に掲げる者に行わせなければならない。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）

第5条第1項に該当するもので建築士事務所に所属する建築士

(2) 登録建築士（木造住宅に限る。）

(3) 前2号と同等以上と認められる者

（判定）

第9条 補助対象者は、耐震改修設計を行った場合は、その結果について既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会の判定を受けなければならない。ただし、木造住宅の耐震性能を向上させるための耐震改修設計の場合は、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）による木造住宅の耐震診断と補強方法で定める「一般診断法」及び「精密診断法」又は建防協の評価を受けたプログラムにより確かめたものに代えることができる。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに住宅耐震診断等事業完了報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断 次に掲げる書類

ア 耐震診断の結果報告書の写し

イ 耐震診断に要した経費の領収書の写し

ウ 耐震診断が第8条各号のいずれかに該当する者により行われたことを証する書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 総合支援事業 次に掲げる書類

ア 契約書の写し

イ 工事写真（耐震改修に係る全ての工事内容（施工前・施工後）が確認できるもの）

ウ 耐震判定委員会の判定結果の写し。ただし、木造住宅にあつては、第9条ただし書の規定により確かめられた耐震改修設計図書に代えることができる。

エ 総合支援事業に要した経費の領収書の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の住宅耐震診断等事業完了報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は毎年度3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による補助対象事業完了の報告書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を住宅耐震診断等事業費補助金確定通知書（第8号様式）により通知しなければならない。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、請求書を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、住宅の所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、住宅耐震診断

等事業費補助金交付取消通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。

4 市長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、住宅耐震診断等事業費補助金返還命令書（第10号様式）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| | 耐震診断の方法 |
|---|---|
| 1 | 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法で定める一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答解析による方法を除く。） |
| 2 | 一般社団法人プレハブ建築協会による木質系工業化住宅の耐震診断法 |
| 3 | 公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定） |
| 4 | 一般財団法人日本建築防災協会による既存鉄骨造建築物の耐震診断指針、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 |
| 5 | 一般財団法人建築保全センターによる官庁施設の総合耐震診断基準 |
| 6 | 文部科学省が策定した屋内運動場等の耐震性能診断基準 |
| 7 | 一般社団法人プレハブ建築協会による鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法 |
| 8 | 一般社団法人プレハブ建築協会によるコンクリート系工業化住宅の耐震診 |

| | |
|----|--|
| | 断法 |
| 9 | 一般財団法人日本建築防災協会による既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針 |
| 10 | 一般財団法人日本建築防災協会による既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法 |

別表第2（第3条関係）

| 補助対象事業区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|----------|--|---|
| 1 耐震診断 | 本市内に存する民間の住宅の耐震診断に要する経費 | 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり136,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 |
| 2 総合支援事業 | 国要綱附属第三編第一章イ—16—(12)—①住宅・建築物耐震改修事業に係る耐震化のための耐震改修に要する経費。ただし、建替え及び除却に関する事業を除く。 | 補助対象経費の5分の4以内の額とし、1戸当たり1,150,000円を限度とする。ただし、 利子補給制度を利用した場合は、575,000円 とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 |

備考

- 1 昭和57年1月1日現在に存在していたことが登記事項証明書又は固定資産課税台帳により確認された建築物については、既存耐震不適格建築物とみなす。
- 2 木造住宅の耐震診断については、別表第1の1の項の耐震診断の方法を用いることとする。
- 3 **利子補給制度とは、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資の利子補給制度をいう。**

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

氏名

住宅耐震診断等事業費補助金交付申請書

住宅耐震診断等事業補助金の交付を受けたいので、唐津市補助金等交付規則及び唐津市住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱を承知のうえ、同要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業費 金 円
- 3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の根拠等
- 4 その他

別紙

誓 約 書

私は、次の事項について誓約します。

なお、市が必要とする場合は、佐賀県唐津警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が市と行う他の事業等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の（1）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人、団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日

第2号様式（第5条関係）

耐震診断等事業実施（変更）計画書

1 耐震診断等を実施する住宅の概要

| | |
|------|----------------|
| 所在地 | 唐津市 |
| 所有者 | |
| 建築時期 | 年 月頃 |
| 面積 | m ² |
| 階数 | 地上 階 地下 階 |
| 構造 | 造 一部 造 |
| 凶面 | 有 ・ 無 |

2 耐震診断等の概要

| | | |
|----------|------|--|
| 耐震診断等実施者 | | |
| 受託者 | 住 所 | |
| | 会社名 | |
| | 電話番号 | |
| 実施予定 | 年 月 | |
| 予定経費 | 円 | |

第3号様式（第5条関係）

収支予算書

| | | | |
|----------------|-------------------|---------|---|
| 事業 | 耐震診断・総合支援 事業 （ 宅） | | |
| 総事業費 | 円 | | |
| 補助対象経費 | 円 | | |
| 補助金交付申請額 | 円 | | |
| 収入 | | 支出 | |
| 補助金 | 円 | 耐震診断等経費 | 円 |
| 住宅の所有者等 負担額 | 円 | | |
| 計 | 円 | 計 | 円 |

第4号様式（第6条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

印

住宅耐震診断等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった住宅耐震診断等事業に対する補助金については、次のとおり決定したので、唐津市補助金等交付規則及び唐津市住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業費 金 円
- 3 補助金の額 金 円
- 4 補助金の交付の条件

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

氏名

住宅耐震診断等事業計画変更申請書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定の通知のあった住宅耐震診断等事業について、次のとおり計画の変更をしたいので、唐津市住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 その他

第6号様式（第7条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

印

住宅耐震診断等事業費補助金交付 変更 通知書
取消

年 月 日付け唐 第 号で決定通知した住宅耐震診断等事業に対する補助金については、唐津市住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により次のとおり 変更 したので、通知します。
取消

- 1 補助金の額 金 円
- 2 変更 取消 の理由

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

唐津市長 様

補助対象者 住所

氏名

住宅耐震診断等事業完了報告書

年 月 日付け唐 第 号で補助金の交付決定通知を受けた住宅耐震診断等事業が完了したので、唐津市住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
- 3 その他

第8号様式（第11条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

印

住宅耐震診断等事業費補助金確定通知書

年 月 日付け唐 第 号で通知した住宅耐震診断等事業に対する補助金については、唐津市住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱第11条の規定により確定したので、次のとおり通知します。

補助金の額 金 円

第9号様式（第13条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

印

住宅耐震診断等事業費補助金交付取消通知書

年 月 日付け唐 第 号により交付が確定した住宅耐震診断等事業
に対する補助金について、次の理由により（全部・一部）取り消したので、唐津市住
宅耐震診断等事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の名称
- 2 住宅の所在地 唐津市
- 3 理由

第10号様式（第13条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

印

住宅耐震診断等事業費補助金返還命令書

年 月 日付け唐 第 号で通知した住宅耐震診断等事業費補助金確定取消通知書に基づき、唐津市住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱第13条第4項の規定により次のとおり返還を請求します。

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還方法 別紙納付書による払込み
- 4 補助年度 年度
- 5 補助金交付確定額 年 月 日 唐 第 号
通知日及び番号
- 6 補助金交付確定額 金 円
- 7 補助金交付確定額 金 円
の既交付額
- 8 返還事由

第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

第 4 号様式 (第 6 条関係)

第 5 号様式 (第 7 条関係)

第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 7 号様式 (第 1 0 条関係)

第 8 号様式 (第 1 1 条関係)

第 9 号様式 (第 1 3 条関係)

第 1 0 号様式 (第 1 3 条関係)